

地方版図柄入りナンバープレート「苦小牧ナンバー」デザイン使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方版図柄入りナンバープレート「苦小牧ナンバー」の図柄デザイン（以下、「図柄デザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、図柄デザインは、地方版図柄入りナンバープレート「苦小牧ナンバー」デザインマニュアル（以下、「デザインマニュアル」という。）に定めるものとする。

(図柄デザインに関する権利)

第3条 図柄デザインに関する著作権や使用の許可に関する一切の権利は、苦小牧市に帰属するものとする。

(使用の申請)

第4条 図柄デザインを使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、次の各号に掲げる場合を除き、苦小牧図柄入りナンバープレートデザイン使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体において使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) その他、市長が適当と認めるとき。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、審査結果を苦小牧図柄入りナンバープレートデザイン使用許可通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 使用目的に適合しないと認められるとき。
- (2) デザインマニュアルに従って使用しないおそれがあると認められるとき。
- (3) 市の品位を傷つけるおそれのあるとき。

- (4) 自己の商標や意匠とする等独占的に使用するおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (6) 第三者の利益を害するおそれのあるとき。
- (7) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。

(使用の期間)

第7条 図柄デザインの使用許可の期間は3年を上限とする。なお、申請時に定めのない場合は利用を許可した日から当該利用を許可した日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の期間の満了後において、引き続き図柄デザインを利用しようとするときは、当該機関の満了日まで、第4条の規定による申請を行い、前条第1項の規定による使用の許可を受けなければならない。

(使用料)

第8条 図柄デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 第5条1項の許可を受けた者（以下、「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を得た用途にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 図柄デザインを使用し、商標法による商標登録、意匠法（昭和34年法律125号）による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定又は登録し、若しくは著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (4) デザインマニュアルに基づき正しく使用すること。
- (5) 図柄デザインを使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものとする。
- (6) 市長から要請があった場合は、図柄デザインの使用実態を報告すること。
- (7) 事故、知的財産権の侵害等、図柄デザインの使用に起因する問題が発生しないよう、使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(変更申請等)

第10条 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは苦小牧図柄入りナンバープレートデザイン使用変更申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、審査結果を苦小牧図柄入りナンバープレートデザイン使用変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（使用許可の取消）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消すものとする。

（1）この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。

（2）偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。

（3）その他、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の許可を取り消された者（以下、「許可取消者」という。）は、前項の通知があった日以降、当該使用の許可を受けて作成した最終成果物の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。

4 許可取消者は、市長から最終成果物の回収の指示があったときは、当該許可取消者の負担でこれを行わなければならない。

5 第1項の規定による取消により生じた損失等について、市長は一切の責任を負わない。

（権利の帰属）

第12条 この要綱による使用許可は、使用者に対し図柄デザインに関する何らの権利若しくは権限を与えるものではなく、使用者及び当該使用者の製作した物品等について市が推奨を行うものではない。

（損失補償等の責任）

第13条 使用者は、図柄デザインの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

2 使用者は、図柄デザインの使用に起因する問題により苦小牧市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（情報の公開）

第14条 市長は、図柄デザインの使用許可の状況等について、広く使用促進を図る観点から、図柄デザイン使用の状況等について情報を公開することができる。

(その他)

第15条 本要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

附 則 (令和5年2月13日改正)

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。